

議案第 1 1 4 号

さいたま市桜環境センター余熱体験施設条例の制定について
さいたま市桜環境センター余熱体験施設条例を次のように定める。

平成 2 2 年 6 月 2 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市桜環境センター余熱体験施設条例

(設置)

第 1 条 廃棄物を焼却した際に発生する熱エネルギーの有効な利用状況を体験でき、市民の健康の維持及び増進を図る場として、さいたま市桜環境センター余熱体験施設(以下「余熱体験施設」という。)をさいたま市桜区新開 4 丁目 3 2 5 9 番地 1 に設置する。

(業務)

第 2 条 余熱体験施設は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 余熱体験施設の利用に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、余熱体験施設の設置の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(休館日)

第 3 条 余熱体験施設の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日)
- (2) 1 月 1 日から同月 3 日まで及び 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日まで

2 市長は、前項の規定にかかわらず、余熱体験施設の管理上必要と認めるときは、臨時に休館日を定め、又は休館日に業務を行うことができる。

(利用時間等)

第 4 条 余熱体験施設の利用時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。ただし、余熱体験施設に入館することができる時間は、午後 8 時 3 0 分までとする。

2 市長は、特別な事由があると認めるときは、前項に規定する利用時間又は入館することができる時間を変更することができる。

(利用の制限)

第 5 条 市長は、余熱体験施設の利用（第 7 条第 1 項に規定する利用を除く。）について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用に条件を付し、又はその利用を拒否することができる。

- (1) 余熱体験施設の設置の目的に反するとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 余熱体験施設の施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、余熱体験施設の管理上支障があるとき又は市長が適当でないとき。

(利用者数の制限)

第 6 条 市長は、余熱体験施設を利用しようとする者の数が余熱体験施設の収容能力を超えるおそれがあるときその他管理上必要があるとき認めるときは、その数を制限することができる。

(専用利用の許可)

第 7 条 余熱体験施設の施設で規則で定めるものの利用（専用しようとする場合に限る。以下「専用利用」という。）をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可（以下「専用利用許可等」という。）をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(専用利用の制限)

第 8 条 市長は、専用利用について、第 5 条各号のいずれかに該当すると認めるときは、専用利用を許可しない。

(専用利用権の譲渡等の禁止)

第 9 条 専用利用許可等を受けた者（以下「専用利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(専用利用許可等の取消し等)

第 10 条 市長は、専用利用者が次の各号のいずれかに該当するとき又は余熱体験施設の管理上特に必要があるとき認めるときは、専用利用許可等に係る条件を変更し、若しくは専用利用を停止し、又は専用利用許可等を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により専用利用許可等を受けたとき。
- (3) 使用料を納期限までに納付しないとき。
- (4) 専用利用許可等の条件又は関係職員の指示に従わないとき。

2 前項の規定による措置によって専用利用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

(特別の設備等の制限)

第11条 余熱体験施設を利用する者(専用利用者を含む。以下「利用者」という。)は、余熱体験施設を利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(入館の禁止等)

第12条 市長は、余熱体験施設内の秩序を乱し、若しくは他の入館者に迷惑を及ぼし、又はこれらのおそれのある者の入館を禁止し、又はその者の退館を命じることができる。

(使用料)

第13条 利用者は、余熱体験施設を利用するときは、別表に定める額の範囲内において規則で定める額の使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、規則で定める前払式証票の購入によって納付することができる。

(使用料の減免)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、前条第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第15条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 余熱体験施設の管理上特に必要があるため、利用者の利用に供しないこととしたとき。
- (2) 利用者の責めに帰することができない事由により、余熱体験施設を利用することができないとき。

(原状回復の義務)

第16条 利用者は、余熱体験施設の利用が終わったときは、速やかに当該施設を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第5条の規定により利用を拒否され、第10条第1項の規定により専用利用許可等を取り消され、又は第12条の規定により退館を命じられた場合も同様とする。

2 利用者が、前項に規定する義務を履行しないときは、市長において原状に回復し、これに要した費用は、利用者が負担する。

(損害賠償の義務)

第17条 利用者が故意又は過失により余熱体験施設の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、利用者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第18条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、余熱体験施設の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

- (1) 第2条に規定する業務
- (2) 余熱体験施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める業務

2 市長は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

- (1) 第3条第1項の規定にかかわらず、余熱体験施設の管理上特に必要があると認めるときに、市長の承認を得て、臨時に休館日を定め、又は休館日に業務を行うこと。
- (2) 第4条第1項の規定にかかわらず、余熱体験施設の管理上特に必要があると認めるときに、市長の承認を得て、利用時間又は入館することができる時間を変更すること。
- (3) 第5条の規定により、同条第1号から第3号までのいずれかに該当すると認めるとき又は余熱体験施設の管理上支障があるとき若しくは利用させることが適当でないとき認めるときに、利用に条件を付し、又は利用を拒否すること。

- (4) 第6条の規定により、利用しようとする者の数を制限すること。
- (5) 第7条第1項の規定により、専用利用許可等をする事又は同条第2項の規定により、専用利用許可等に条件を付すること。
- (6) 第8条の規定により、第5条第1号から第3号までのいずれかに該当すると認めるとき又は余熱体験施設の管理上支障があるとき若しくは専用利用をさせることが適当でないとき認めるときに、許可しないこと。
- (7) 第10条第1項の規定により、同項第1号から第3号までのいずれかに該当するとき、専用利用許可等の条件若しくは指定管理者の指示に従わないとき又は余熱体験施設の管理上特に必要があると認めるときに、専用利用許可等に係る条件を変更し、若しくは専用利用を停止し、又は専用利用許可等を取り消すこと。
- (8) 第11条の規定により、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合に許可すること。
- (9) 第12条の規定により、入館を禁止し、又は退館を命じること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める業務（委任）

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第13条関係）

区 分	使用料（1人1回につき）	
	市 内	市 外
60歳以上の者	100円	200円
一般	700円	800円
小学生・中学生	300円	300円

備考

- 1 「一般」とは、60歳以上の者、小学生及び中学生並びに小学校就学前の者以外の者をいう。
- 2 小学校就学前の者については、無料とする。